

塩谷町告示第 19 号

新型コロナウイルス感染症に係る塩谷町国民健康保険税の減免の特例に関する取扱規則を廃止する規則をここに公布する。

令和 6 年 2 月 22 日

塩谷町長 見形 和久

新型コロナウイルス感染症に係る塩谷町国民健康保険税の減免の特例に関する取扱規則を廃止する規則

令和6年2月22日

規則第2号

新型コロナウイルス感染症に係る塩谷町国民健康保険税の減免の特例に関する取扱規則(令和2年塩谷町規則第26号)は、廃止する。

附 則

この規則は、令和6年3月31日から施行する。